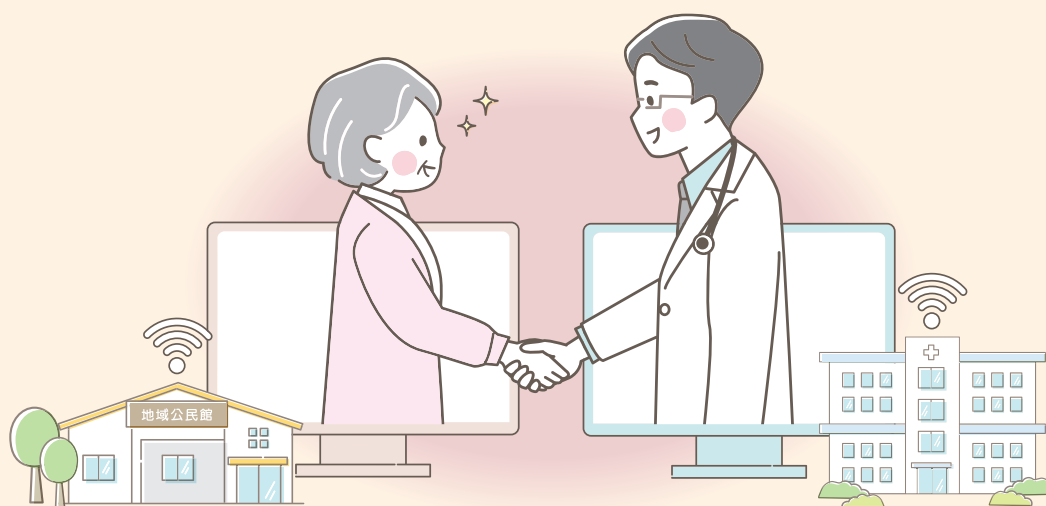


群馬県

# オンライン診療 のすすめ



群馬県 健康福祉部医務課

## はじめに

オンライン診療は、情報通信技術の発展、医療ニーズの多様化、医師数の不足や地域偏在及び医療従事者の働き方改革の推進などに伴って、その必要性がますます高まっています。

最近では、新型コロナウイルス感染症の流行により医療機関を受診することが困難となった患者や、宿泊療養施設の患者への医療提供手段としてオンライン診療が利用されました。診療報酬についても、多くの方にオンラインでも適切に診療を届けていくことの重要性から、令和4年度の改定により初診からの算定が恒久化されるなど、見直しが進んでいます。

また、令和5年5月に発出された厚生労働省の通知により、へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設等が認められ、令和6年1月にはへき地等以外でも可能になりました。

へき地とは、無医地区、準無医地区、一人医師地区など、住民が居住している一定の範囲に医療機関が存在しない、あるいは医師が一人しかいないことにより、容易に医療機関を利用することができない地区とされています。これらの地域については、高齢化率が特に高くなっていることに加え、路線バスや電車などの公共交通も運行本数が少なくなるなどの状況にあり、地域の医療提供体制の維持・向上への対策が求められています。

こうした背景を踏まえ、群馬県では公民館等の施設におけるオンライン診療のモデル事業を実施し、得られた効果や課題を整理した上で、必要な手続きや実施方法、Q&Aなどについてリーフレット形式にまとめました。これからオンライン診療を行うことを検討している医療機関や、その支援を進めようとしている自治体の皆様にとって本紙が有効に活用され、オンライン診療の普及促進につながることを期待しています。



群馬県

# オンライン診療のすすめ

## 目次

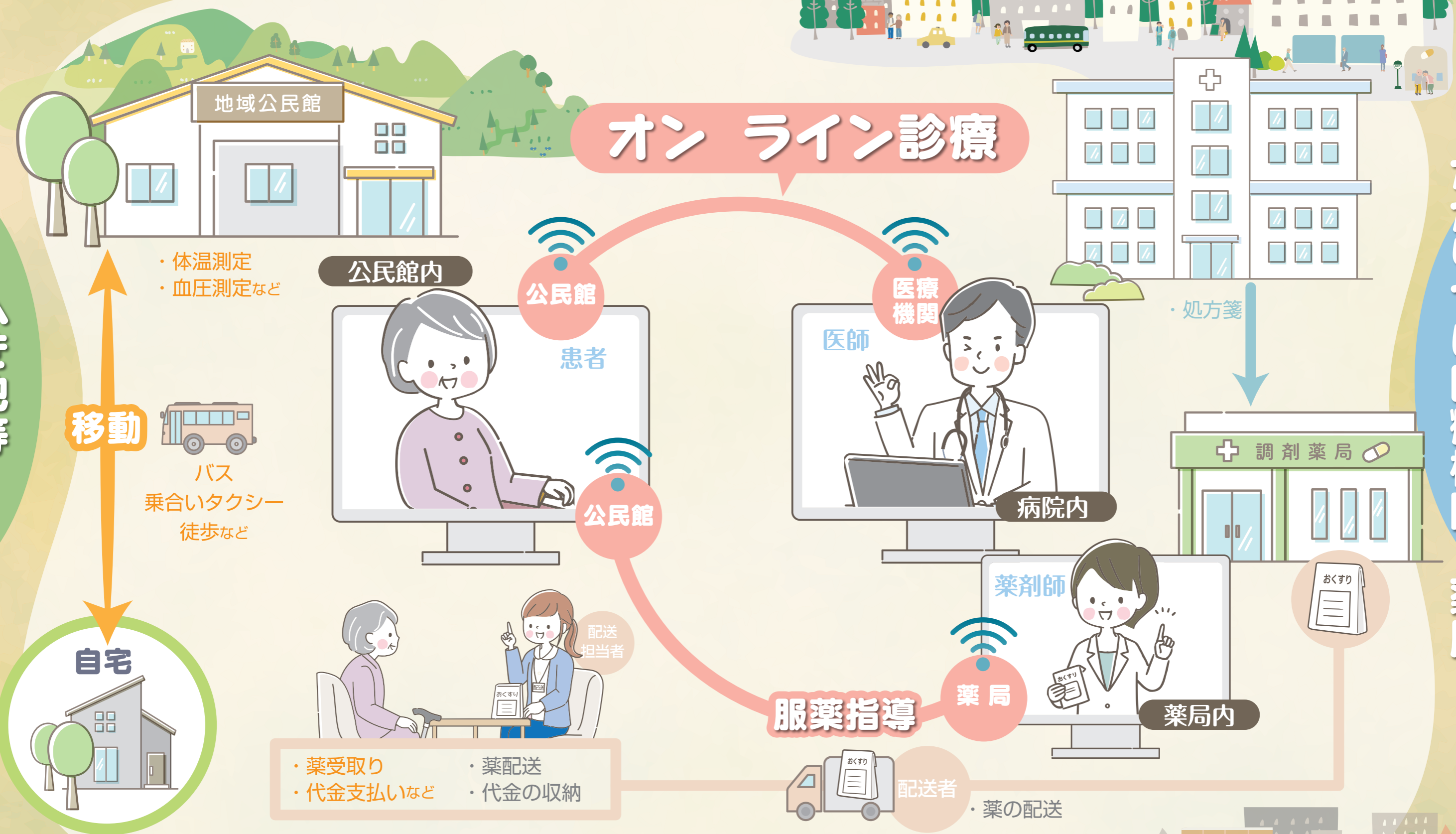
オンライン診療のながれ	3
医療機関がオンライン診療をはじめするための届出・申請	5
医療機関がオンライン診療をはじめための事前準備	6
オンライン診療の実施に協力する機関の事前準備	7
第1回・2回 トライアル オンライン診療のながれ	9
第1回・2回 トライアルを終えて	11
第3回 トライアル オンライン診療のながれ	13
第3回 トライアルを終えて	14
オンライン診療を実施するときの情報セキュリティ対策	15
Q&A	16



# オンライン診療のながれ

へき地等

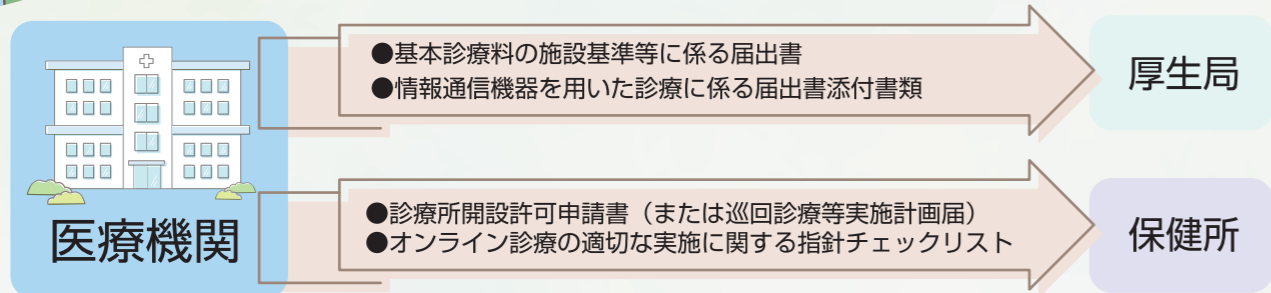
かかりつけ医療機関・薬局





# 医療機関がオンライン診療を始めるための届出・申請

# 医療機関がオンライン診療を始めるための事前準備



## 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出

厚生労働省 関東信越厚生局 群馬事務所  
 お問合せ 関東信越厚生局 群馬事務所  
 〒371-0024 前橋市表町2-2-6 電話027-896-0488

オンライン診療を保険診療として実施する場合、届出が必要になります。

### 事前準備

オンライン診療を実施する医師が、厚生労働省が定める「オンライン診療を行う医師向けの研修」を受講する。

### 届出様式

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和4年3月4日付け保医発0304 第2号厚生労働省保険局医療課長通知)

- ① 別添7：基本診療料の施設基準等に係る届出書
- ② 様式1：情報通信機器を用いた診療に係る届出書添付書類

### 提出期限

算定を開始する月の1日（1日が閉庁日の場合は、翌開庁日）

※詳細については関東信越厚生局のホームページをご覧ください

## オンライン診療の研修

「オンライン診療を行う医師向けの研修」は厚生労働省のホームページから受講できます。

▼申込用URL

<https://telemed-training.jp/entry>

## 特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設に係る手続き

Gunma Prefecture 群馬県  
 お問合せ 医療機関の所在地を所管する保健福祉事務所（保健所）  
 詳細は群馬県ホームページ  
<https://www.pref.gunma.jp/page/6226.html>

患者にとって身近な公民館等の施設でオンライン診療を実施する場合、診療所開設許可申請が必要で。

ただし、以下の場合については「巡回診療等実施計画届」及び「オンライン診療の適切な実施に関する指針チェックリスト」の提出をもって、診療所開設許可申請に代えることができます。

- (1) 定期的に反覆継続して（おおむね毎週2回以上）行われることのない場合
- (2) 一定の地点において継続して（おおむね3日以上）行われることのない場合

※出典：「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」(令和6年1月16日付け医政総発0116第2号厚生労働省医政局総務課長通知)

オンライン診療は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に則り実施される必要があります。ここでは主に必要となる事前準備について説明します。  
 ※出典：「オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和5年3月一部改訂）」(令和5年3月30日付け医政発0330 第4号厚生労働省医政局長通知別紙)

## 1. 診療計画及び同意書の作成

オンライン診療を実施するに当たって必要な医師—患者間のルールについて、以下のような診療計画を定め、明示的に患者の合意を得る必要があります。

**オンライン診療の実施にかかる診療計画・同意書**

医療機関名: \_\_\_\_\_  
 住所: \_\_\_\_\_  
 主治医: \_\_\_\_\_

患者氏名: \_\_\_\_\_ 様

当院では、上記患者のオンライン診療の実施について、以下の診療計画に沿って実施します。

オンライン診療を行う具体	疾病名: _____
オンライン診療の対	診療内容: _____
面診療、様式の組み合わせ	予定期間: _____
に関する事項	<input type="checkbox"/> ...ヶ月に1回オンライン診療を行います。 <input type="checkbox"/> ただし、...ヶ月に1回は対面診療を行います。 <input type="checkbox"/> ※ 当院の受診歴がない方は原則、対面診療となります。 <input type="checkbox"/> ※ 当院の受診歴があるが、過去とは違う症状の方については、対面診療を行うか、オンライン診療を行うか、医師が判断します。
診療時間に関する事項	<input type="checkbox"/> 診療時又は電話にて事前予約を行います。 <input type="checkbox"/> 患者側: ノートパソコン及びモニター <input type="checkbox"/> 医師側: 医療機関のパソコン、タブレット等 <input type="checkbox"/> 利用アプリ: zoom <input type="checkbox"/> ※ なお、オンライン診療の際には、当該システムに付随するチャット機能を用いて、以下の情報伝達を行うことがあります。 <input type="checkbox"/> 予約日時の調整 <input type="checkbox"/> オンライン診療前後の時間調整
オンライン診療の方法（使用する情報通信機器等）	<input type="checkbox"/> 患者の心身の状態について、十分に必要な情報が得られていないと医師が判断した場合 <input type="checkbox"/> 体調に変化が現れ、対面診療の必要性が認められた場合 <input type="checkbox"/> 情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができない場合 <input type="checkbox"/> 上記条件に該当した場合は、直接の対面診療に切り替えます。
患者による情報伝達の協力	<input type="checkbox"/> オンライン診療の実施に際し、患者は診療に対し積極的に協力し、自身の心身に関する情報を医師に伝達する必要があります。
急病急変時の対応方針	<input type="checkbox"/> 当院で対応できない場合には、以下の医療機関に紹介します。 _____ 病院 等
複数の医師がオンライン診療を実施する予定	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 対応する医師の氏名: _____ (主治医不在時に代理で診療可能な医師)
セキュリティリスクに関する責任分界点	<input type="checkbox"/> サイバー攻撃等による患者の個人情報漏洩・改ざん等については医師が責任を負います。 <input type="checkbox"/> 患者の行為により発生した損害等については、医師は責任を負いません。

**患者へのご案内と注意事項**

1. オンライン診療の実施にかかる基本的な考え方

- オンライン診療は、触診等を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られています。そのため、対面診療を組み合わせる必要があります。
- 患者には、診療に必要な情報提供に積極的に協力いただく必要があります。
- オンライン診療を実施する際は、毎回、医師が医学的な観点からオンライン診療の実施の可否を判断します。医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合は、オンライン診療を中止し、速やかに対面診療につなげるようになります。
- オンライン診療は患者がその利益および生ずるおそれのある不利益等について理解・同意した上で患者の求めが実施されるもので、医師側の都合のみによる実施はいたしません。

2. 情報セキュリティ対策のための注意事項

- 医師の同意がない限り、診療に無関係な第三者がオンライン診療に同席させないでください。
- オンライン診療中は、医師の許可がない限り、「第三者のビデオ通話への参加」「ビデオ通話の録音、録画、撮影」とそれらのデータのSNS やネット上への掲載など「チャット機能の利用やファイルの送付」は行わないでください。
- オンライン診療の実施に当たっては、上記の通り、患者にも責任が発生し、自己責任で行うことになります。当院に故意または過失がない限り、一切の責任を負いかねます。

3. 料金について

- お支払いは現金のみとなります。

上記の項目、および診療計画等をよくご確認頂き、オンライン診療の実施に同意頂ける場合は、以下にご署名をお願いします。

同意書

病院 院長 \_\_\_\_\_ 殿

私は、上記のオンライン診療の実施計画書の内容をよく読み、内容を理解、納得しましたので、診療計画と注意事項に従い、オンライン診療を受診することに同意します。

年 月 日

患者署名: \_\_\_\_\_  
 ご家族・代理人署名: \_\_\_\_\_  
 (患者本人との続柄: \_\_\_\_\_)  
 ※ ご本人かご家族・代理人のどちらかにご署名ください。

## 2. 本人確認の準備

オンライン診療において、患者が医師に対して心身の状態に関する情報を伝えるに当たっては、医師は医師であることを、患者は患者本人であることを相手に示す必要があります。そのため、事前に本人確認の準備をしておくことが望ましいです。ただし、かかりつけの医師が診療を行う場合等、社会通念上、当然に医師、患者本人であると認識できる場合は、診療の都度本人確認を行う必要はありません。また、診療の予約方法や診療費の支払い方法、処方箋や処方薬の提供方法などについても事前に決めておくスムーズに診療が進められます。

## 3. 診療に使用する通信環境の確認

オンライン診療を実施するときは、個人情報及びプライバシーの保護に配慮するとともに、使用するシステムに伴うリスクを踏まえた対策を講じることが重要です。(詳細はP15参照)  
 また、診療に先立ち患者が使用する情報通信機器に専用アプリを導入してもらう等の準備や、通信テストを実施しておくことが望ましいです。

**オンライン診療の限界**

オンライン診療は、対面診療に比べて得られる患者の心身の状態に関する情報が限定されるため、医師は、こうしたオンライン診療による診療行為の限界等を正しく理解した上で、患者及びその家族等に対して、オンライン診療の利点やこれにより生ずるおそれのある不利益等について、事前に説明しなければなりません。

# オンライン診療の実施に 協力する機関の 事前準備

オンライン診療を実施するに当たって協力が必要となる主な機関と、それぞれが注意すべき事項について説明します。



オンライン診療を実施する医療機関が院外処方を行っている場合、患者は薬局から処方薬を受け取ります。薬局がオンライン服薬指導を行う場合は、「オンライン服薬指導の実施要領」に則り実施される必要があります。特に関係者と事前調整等が必要となる事項は以下のとおりです。

## (1) 処方箋の受取方法の決定

### (薬局—医療機関)

患者から申出がある場合、医療機関は処方箋を薬局に直接送付することができます。薬局は、処方箋原本を入手するまでの間、メールや FAX で送付された処方箋を基に調剤を行います。

※出典：「オンライン服薬指導の実施要領」  
(令和4年9月30日付け薬生発0930第1号  
厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別添)

## (2) お薬手帳の確認方法の決定 (薬局—患者)

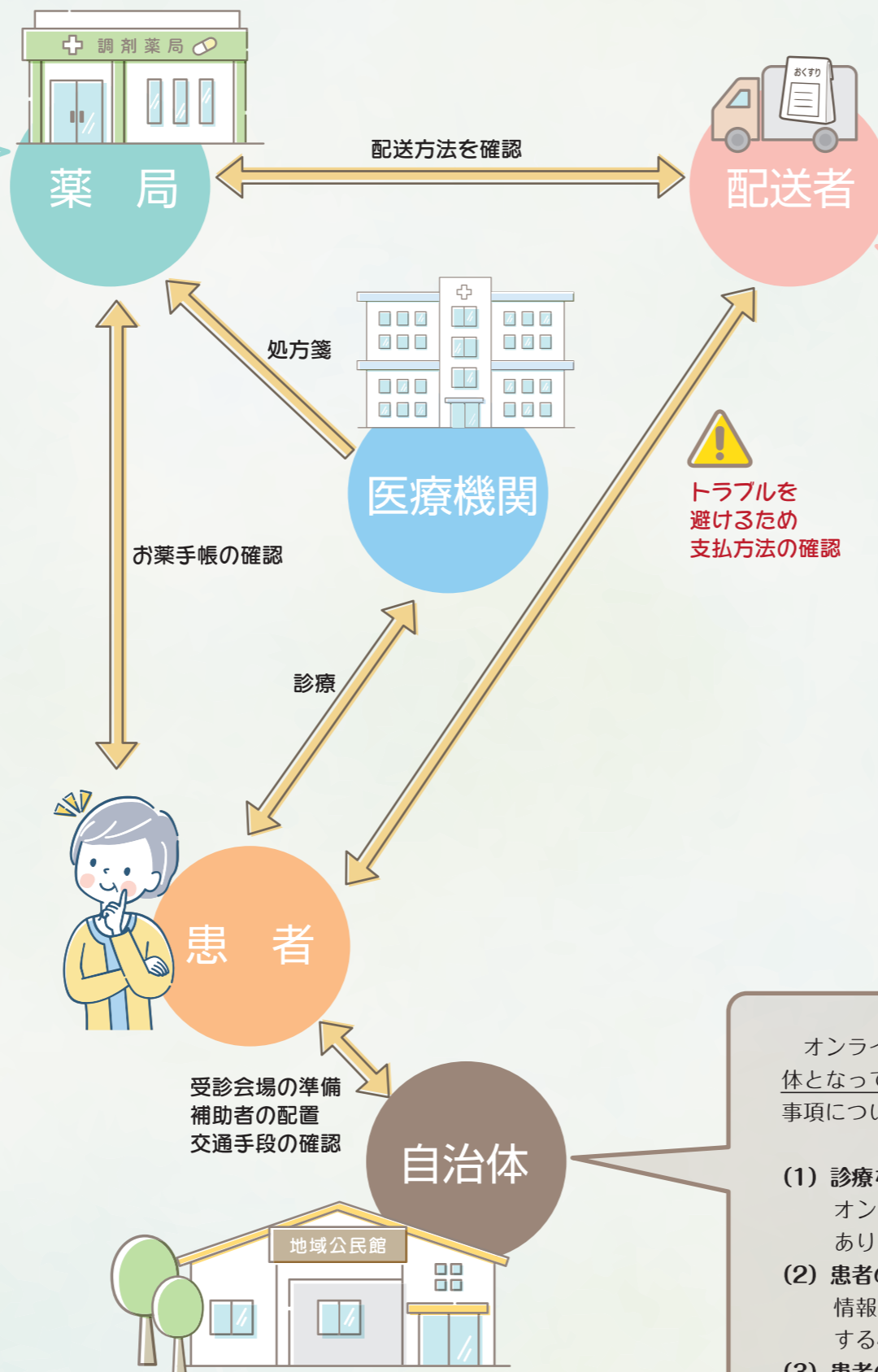
手帳の提示により服薬管理指導料の算定点数が変わる場合があります。ここにおける提示は原本の確認に限らず、情報通信機器を用いた確認で足るものとされています。また、服薬指導時に画面表示により確認を行う場合は、必要に応じて補助者が記載事項を読み上げる等の対応が必要になります。

※出典：「令和4年度診療報酬改定の概要（調剤）」  
(令和4年3月4日版) 厚生労働省保険局医療課

## (3) 処方薬の配送方法の決定 (薬局—配送業者)

薬局は、オンライン服薬指導実施後に処方薬を速やかに患者まで届ける必要があります。そのため、配送の手順を事前に定め、また、処方薬が確実に患者に授与されたことを電話等により確認する必要があります。

※出典：「オンライン服薬指導の実施要領」  
(令和4年9月30日付け薬生発0930第1号  
厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別添)



オンライン服薬指導を行う場合、薬局は処方薬の配送方法を事前に決定する必要があります。既存の配送業者等を活用する以外にも、地域の事業者と協力を依頼して行うことも考えられます。ここでは一例として、地域の新聞販売店に処方薬の配送及び支払処理を依頼した場合の注意点について記載します。

## (1) 運送業許可申請等について

車両もしくは排気量 125cc 以上のバイクを使用して、他人の依頼で対価を得ながら自社商品以外の製品等を配送する場合に、以下いずれかの手続きが必要になります。

- ◆一般貨物自動車運送事業許可申請
- ◆特定貨物自動車運送事業許可申請
- ◆貨物軽自動車運送事業届出

ただし、新聞販売店等の事業者が自治体からの委託により、住民サービスの一環として配送を行う場合は、運送業にかかる手続きは不要です。

※詳細については関東運輸局のホームページをご覧ください。

## (2) 立替払い型の後払い決済サービスについて

オンライン診療及びオンライン服薬指導に係る支払方法については、クレジットカード等によるものが主流になりつつありますが、処方薬の配送を行う事業者が医療機関及び薬局で事前に支払いを済ませ、事後的に患者から代金を徴収するなどの方法により、患者が現金で支払いを行うことも可能です。この方法で支払いを行う場合は、配送を担う事業者が過剰与信防止や苦情処理、加盟店調査等について自主的に対応する必要があります。

※出典：独立行政法人国民生活センター「(特別調査) 消費者トラブルからみる立替払い型の後払い決済サービスをめぐる課題」(令和2年1月23日)

オンライン診療の推進に当たっては、地域の医療提供状況に関する課題等を把握している自治体が主体となって実施することも可能です。公民館等の施設でオンライン診療を実施する場合は、特に以下の事項について自治体の協力が必要になると考えられます。

## (1) 診療を実施する会場の確保及び監督

オンライン診療等を実施する会場において、患者のプライバシーが守られるよう配慮する必要があります。

## (2) 患者の情報通信機器の操作等を補助する者の配置

情報通信機器に不慣れな患者でも、オンライン診療等を受けられるように、会場に補助者を配置する必要があります。

## (3) 患者の移動手段の確認

オンライン診療等を受ける患者が居宅から診療会場となる公民館まで移動する手段を確認する必要があります。

第1回・2回  
トライアル

第1回：令和5年8月25日  
第2回：令和5年11月6日

群馬県

# オンライン診療のながれ

START

公民館到着

順番に診療開始

診療前準備 血圧・体温測定など

血圧等を管理するアプリ



専用機器で体温、血圧・脈拍・酸素飽和度測定を行い、アプリを通じて遠隔地の医師が患者の状態を確認できる



確認（医師）

## オンライン診療

本人であることや保険証を確認して診療開始です



診療終了

処方箋を薬局へ送付



オンライン診療の処方箋を明確にするための印がある



オンライン聴診器



医師は遠隔で録音データが確認できる

調剤



処方箋受取りと診療費立替え精算



## オンライン診療ステップアップ・プログラム トライアル

第1回・2回は南牧村活性化センター（公民館）を会場に、下仁田厚生病院とオンライン会議システムでつなぎトライアル（試験的運用）を行いました。地元の薬局、新聞販売店も参加し、診察や服薬指導、薬の配送を「ワンストップ」で行える体制の構築を検討しました。（第3回はP13参照）



## 服薬指導



患者さんはしばらくリラックスして待機（自宅受取りの場合は帰宅）

薬局へ処方箋を渡し薬を受取り立替え精算



薬受取りと代金支払い

薬配達・代金徴収

これからお届けいたします



FINISH

第1回・2回の  
トライアルを終えて  
各関係者に  
ご意見、ご感想を  
うかがいました



# 第1回・2回 トライアルを終えて

## 医師

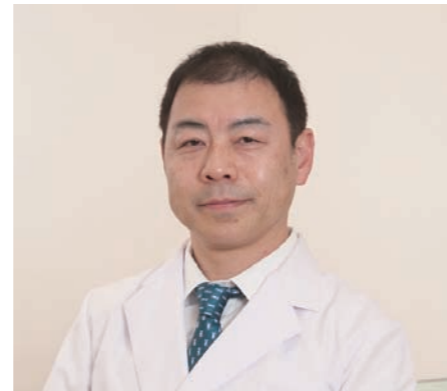
下仁田厚生病院 やました ひとし 山下 均 院長

### 高齢者の方とも支障なく会話をして診察ができます

高齢の患者さんは耳が遠い方もいましたが、会話に支障はなくほとんどいつも通りに診察できました。設備や人手の確保は必要なものの、公民館側で対応に当たる補助者に看護師ほどの専門的な医療知識がなくても問題ないのが利点です。

通院手段がない高齢者が増える中、オンライン診療が一つの選択肢として必要になるのは間違いないと思います。一方で、高齢の患者さんは対面を望まれる方もいるので、いかに対面に近い安心感や満足度を実現するかがポイントになります。

今後、規制緩和や技術革新が進めばオンライン診療はもっと普及すると考えています。医療機会が限られている地域では特に効果的だと思います。



## 病院事務

下仁田厚生病院 いらい おさむ 岩井 収 事務部長



### 患者さんを長時間待たせることがないのが利点です

基本的な事務の流れは通常の診療とあまり変わらず、トラブルはありませんでした。対面では病院が混雑していると待ち時間が長くなり、患者さんが乗合バスに間に合わないこともありますが、その心配がないのはメリットだと感じました。

オンライン診療は介護施設等を会場として行っても有効的だと考えますし、IT機器に慣れている若い世代の需要もあります。患者さんにとって安全で便利なものになっていくといいですね。

## 薬剤師

ウエルシア薬局下仁田店 かないよしのり 金井 良徳 調剤リーダー



### 対面とほとんど変わらず、スムーズな服薬指導ができました

お薬手帳を確認しにくいこともありましたが、補助者のサポートで対面との差はほとんど感じませんでした。必要な設備や環境が整えられているので、デジタルに不慣れな高齢者も安心して受診できると思います。

時間の融通が利くのも大きな利点です。処方箋は発行から4日間有効なので、仕組み上は公民館での診察後、ご家族が同席できるタイミングに合わせて自宅で服薬指導を受けることも可能です。普及すれば、できることがさらに増えるのではないかと思います。

## 自治体

南牧村 はせがわ さいじょう 長谷川 最定 村長

### 準無医地区の医療問題解決の一助になります

南牧村には15年ほど前まで開業医がいて、往診で在宅医療のニーズに応えてくれていました。準無医地区となった現在、オンライン診療が往診に代わる選択肢の一つになってくれると考えています。

トライアルは公共施設で実施しましたが、そこまで来るのが難しい方もいます。最終的には個人宅と病院を結んでオンライン診療ができれば、自宅から動けない方も安心して生活ができます。村外に住む患者さんの家族が、通院のために送迎をする負担を減らすことにもつながります。

人手の確保や費用の問題はありますが、南牧村における医療問題解決の手段の一つとして、対面診療などと組み合わせて運用していければと思います。



## 自治体

南牧村 住民生活部 いしいえつこ 石井 悦子 部長

### 災害時にもオンライン診療ができれば安心です

南牧村は2007年の台風9号による大雨のときや、14年の大雪のときに孤立したことがあります。災害時にかかりつけの先生に診察してもらえると、安心するはずです。

トライアルを実施した公民館は災害時の一次避難所になっている上、役場の職員が補助員として参加したので、必要機材や一連の流れを把握しています。いざというときにスムーズに対応できるはずです。

今後は付加価値を付けられると良いと思います。例えば、薬局で家庭常備薬と一緒に購入して配達してもらえれば、買い物弱者のためにもなります。

## 患者補助

南牧村社会福祉協議会 いしいとひろ 石井 智広 主任主事



### 医療の選択肢が増えれば、暮らしの安心につながります

トライアルを通して、実現したときの流れをイメージすることができました。初回は患者さんへの接し方に戸惑うこともありましたが、機材の準備も含めて問題なく運営できたと思います。

補助者の確保や情報通信機器等の取扱いなど課題もありますが、地域の医療サービスの選択肢が増えるメリットは大きいと感じています。オンライン診療が受けられるようになれば、住み慣れた場所で安心して暮らせるようになり、人口減少対策にもなると思います。

第3回トライアルは南牧村の喫茶店「もくもく」を会場に、大沢クリニックとオンライン会議システムをつなぎトライアルを行いました。精算や薬の配達は翌日。2日間の日程で行われました。

1月26日

START



会場到着

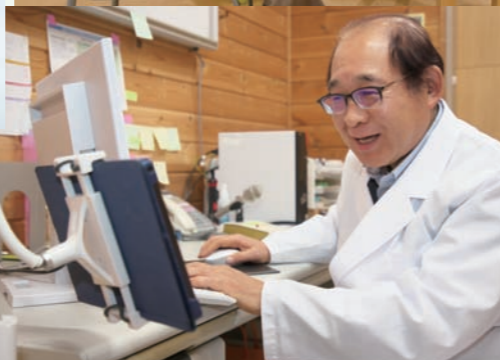
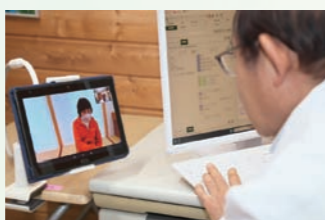
診療前準備 血圧・体温測定など



オンライン診療



服薬指導



処方箋を薬局へ送付

診療終了

1月27日



処方箋受取りと診療費立替え精算



薬局へ処方箋を渡し薬を受取り立替え精算

薬受取りと代金支払い



自宅へ薬配達・代金徴収

FINISH

## 患者

南牧村在住 田村 紘子 さん



### いつもの先生といつものようにお話しできました

オンラインでの診療を受けるのは初めてでしたが、かかりつけの先生といつものようにお話しできて、違和感はありませんでした。最初、オンライン診療はもっと難しいものだと思っていましたが、補助者の方のフォローがあったことが心強かったです。

車を運転できなくなったときに、自宅の近くでオンライン診療を受けられるとありがたいですね。会場まで自力

で来ることが難しい人もいますので、地区の中で何人かまとめて受診できる体制ができると良いと思います。

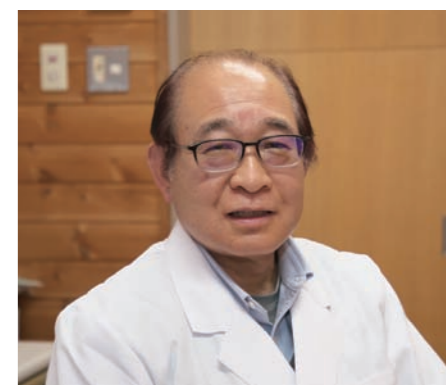
また、オンライン診療も対面診療のように診療時間を設定してもらい、その中で患者が都合の良い時間に受診できるようになると、活用しやすくなると思います。

第3回の  
トライアルを終えて  
各関係者に  
ご意見、ご感想を  
うかがいました



## 医師

大沢クリニック 大澤 歩 院長



### オンラインなら複数の医師での診療体制を構築できます

想像していたよりも患者さんの表情が分かり、良い診察ができました。感染症の心配がいらぬところもメリットです。ただ、対面診療で確認することができた、患者さんの歩き方や肌の色などの情報が、オンライン診療では得られなかったことに不安も残ります。

オンラインを使うことで患者さん一人に医師一人という診療体制だけでなく、複数の医師で対応できる体制を構築できないかと考えています。そうすることで、医療体制が十分に整わない地域でも、患者さんが安心して暮らすことができます。

また、災害時には大きな効力を発揮するだろうと感じました。災害時は多大なストレスがかけられ、血圧の急上昇などの症状が現れます。その際、迅速にオンラインで診療できれば、体調をコントロールしてあげられるはずです。



## 自治体

南牧村 住民生活部 保健福祉課  
前川 悦子 課長（保健師）

### オンライン診療は地域包括ケアシステムに役立ちます

慢性疾患で症状が安定しており、特別な検査が必要ない方に適していると思います。患者さんはオンラインに慣れておらず、緊張してしまう方が多かったので、リラックスできる工夫が必要だと感じました。

患者さんが複数いると診療から薬の受け取りまでの待ち時間が長くなってしまいますので、できるだけ待ち時間を短くできるような体制が取れると良いと思います。また、レクリエーションや運動指導、相談事業等で待ち時間を有効活用できれば、より受診しやすくなると思います。オンライン診療を活用して、医療・予防・介護・生活支援と連携した取組みが期待できるのではないのでしょうか。

## 配送者

小沢新聞店  
小沢 明 代表取締役  
KANTO GROUP  
小峯 和也 常務取締役

### 地域の方々の受診をお手伝いするという社会貢献

新しい取り組みなので最初は正直不安でした。しかし、実際にトライアルに参加してみると、難しいやりとりはなくスムーズでした。苦勞して病院を受診している方のお手伝いができるという社会貢献としての一面もあり、参加したことに意義を感じています。

個人情報の取扱いなど注意しなければならない点はありませんでしたが、オンライン診療が定着すれば、通院の負担が大きい方などにも、とても良い診察のスタイルだと思います。

## 使用した 設備・システム

医師側：専用タブレット、ヘッドホン  
患者側：専用ノートパソコン、モニター（テレビ用32型以上）、webカメラ、三脚（webカメラ固定用）、USB延長ケーブル（webカメラ用）  
システム：オンライン会議システム（Zoom）





# オンライン診療を実施するときの 情報セキュリティ対策



オンライン診療は、個人情報及びプライバシーの保護に配慮するとともに、使用するシステムに伴う情報漏洩や不正アクセス、データの改ざん、サービスの停止等のリスクを踏まえた対策を講じた上で実施することが重要です。ここでは、情報セキュリティ対策に関する主な注意点について説明します。

## (1) 設備、備品

- Zoom等のオンライン会議システム（以下、「Zoom等」とします）を使用する端末（ノートPC、タブレット等）は、日常の業務用ではなく、専用のものを用意することが望ましいです。その上で、各組織で規定されているセキュリティソフトを導入してください。
- 端末のOS（Windows等）やZoom等のアプリケーション、セキュリティソフトはいずれも、常に最新版にアップデートする必要があります。必ず事前に確認をしてください。
- Zoom等を使用する端末には個人情報を保存することのないようにしてください。やむを得ず業務用の端末を利用するときは、個人情報を一旦別の端末に移動する等の対策をしてください。

## (2) インターネット回線、通信の暗号化

- インターネットに接続するときは、各組織でセキュリティ対策を行った回線やモバイル回線（モバイルルーター）等の専用回線を利用してください。
- 無線LAN（Wi-Fi）を使用するときは、フリーWi-Fiは利用せず、アクセスポイントで暗号化の設定をしたネットワークを使用してください。アクセスポイントには専用のSSIDやパスワードを設定し、使用する端末以外の接続を遮断することが望ましいです。
- 通信路の安全性を確保するために、Zoom等における会議データの暗号化方式を確認してください。特に、Zoom等のサービス提供者が暗号鍵を持つ方式か、サービス提供者が暗号鍵を持たないエンドツーエンド暗号化方式かを確認することが重要です。設定により後者を選択できる場合は、こちらを選択することが望ましいです。このとき、レコーディング等一部の機能が無効になりますが、オンライン診療の実施には支障をきたさないと考えられます。
- なお、暗号鍵をクラウド上ではなく端末内に保存することで、より秘匿性を高めることもできます。詳しい設定方法は各システムのサポート等にお問合わせください。

## (3) 運用

- ミーティングルームに入るためのURLやID等の情報は関係者間のみで共有し、事故防止のために、メール等の通信を介したやりとりは極力避けることが望ましいです。
- 医療機関は、意図しない者を会議に参加させないよう、待機室での参加者確認機能等を有効にしてください。また、意図しない者が入室した場合に備えて、強制退出等の手順をあらかじめ確認しておいてください。
- 診療中は、カメラに第三者の個人情報が映り込まないように、気を付けてください。
- 医師は、患者がいる空間に第三者がいないことを確認してください。なお、家族等やオンライン診療支援者がいることを医師及び患者が同意している場合は除きます。
- 画面共有やチャット機能は、医療機関の指示がない限り使用しないでください。

（群馬大学数理データ科学教育研究センター 青木悠樹センター長監修）



# Q&A

## 解決！オンライン診療



オンライン診療を実施する際の疑問点とそれぞれに対する回答例を記載します

### Q1

オンライン診療はどのような症状であっても受診することができますか。

#### Answer

オンライン診療の実施の可否の判断については、安全にオンライン診療が行えることを確認しておく必要があります。このことから、オンライン診療が困難な症状として、一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえて医師が判断し、オンライン診療が適さない場合には対面診療を実施する必要があります。

### Q2

対面診療を受けたことのない医師によるオンライン診療を受けることはできますか。

#### Answer

医師が、患者から心身の状態に関する適切な情報を得るために、日頃より直接の対面診療を重ねるなど、医師—患者間で信頼関係を築いておく必要があることから、初診については「かかりつけの医師」が行うことが原則です。ただし、医学的情報が十分に把握でき、患者の症状と合わせて医師が可能と判断した場合にも、オンライン診療を実施することができます。

### Q3

オンライン診療のみで治療が完結しますか。

#### Answer

触診を行うことができない等の理由により、診療に必要な情報が十分得られない場合もあることから、オンライン診療は対面診療と適切に組み合わせる行うことが基本です。なお、オンライン診療で得られる情報のみで十分な治療ができるかどうかは医師が個別に判断します。

### Q4

オンライン診療を実施するに当たり活用できる補助金はありますか。

#### Answer

医療機関がオンライン診療の実施に必要な情報通信機器及び付属機器を購入する場合について、「遠隔医療設備整備費補助事業」を活用することができます（令和6年3月現在）。詳細については群馬県医務課医療計画係までお問合わせください。



# Q&A

## 解決！オンライン診療

# Q&A

Q5

補助者は何人程度必要ですか。また、医療従事者である必要はありますか。

Answer

人数については、会場の広さや患者の年齢等の状況により判断する必要があります。また、補助者は医療行為を行わない限り、看護師といった医療従事者である必要はありません。自治体職員やボランティアの方が対応することも考えられます。

Q6

バス等の公共交通機関が整備されていない会場でオンライン診療を行う場合、患者の移動手段の確保のために活用できる制度等がありますか。

Answer

交通空白地有償運送や福祉有償運送等の活用が考えられます。「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット（国土交通省）」などを参考に各地域でご確認ください。

Q7

入所系介護施設でオンライン診療を実施することは可能ですか。

Answer

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」では、「医療は、医療法上、病院、診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならないこととされており、この取扱いは、オンライン診療であっても同様である。」とされています。また、「居宅等」の範囲については、医療法及び医療法施行規則において、居宅、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所とされています。そのため、居宅と同様、医師と患者が対一の関係の中で、上に挙げた施設等でオンライン診療を行うことは可能です。



Q8

通所介護事業所でオンライン診療を実施することは可能ですか。

Answer

患者が長時間にわたり滞在するときには、通所介護事業所も居宅と同様、療養生活を営む場所（Q7参照）として、個々の患者の所在として認められる場合があります。この場合においては、利用者が誤解しないよう、通所介護事業所が自ら医療行為を行わないこと及び診療所に課せられる医療法の各種規制の対象とならないことを利用者に説明した上で、事業所の利用者等に対する周知や事業所等の職員による機器操作のサポートが可能です。

Q9

特別養護老人ホーム等の配置医師が健康管理のための診療をオンライン診療によって行うことは可能ですか。

Answer

特別養護老人ホーム等の配置医師が、当該施設に入所している患者に対して健康管理のために行う診療をオンライン診療によって行うことは、オンライン診療が健康管理の役割を果たせると医師が判断した場合、可能です。医師はオンライン診療の実施にあたって、オンライン診療で十分な情報を得られるか、その情報で適切な診断ができるか等について、判断する必要があります。なお、当該診療については、対面診療のときと同様に、介護報酬等で評価されるため、診療報酬の初診料、再診料、外来診療料、小児科外来診療料及び往診料等を算定することはできません。

Q10

特別養護老人ホーム等の配置医師がいる施設に入所している患者に対して行うオンライン診療で、診療報酬を算定することはありますか。

Answer

特別養護老人ホーム等の配置医師がいる施設に入所している患者に対してオンライン診療を行ったときに診療報酬を算定するケースとしては、例えば患者の傷病が配置医師の専門外にわたるものであり、入所者又はその家族等の求めを踏まえ、入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めがある場合に配置医師以外の医師が診療を行うものが考えられます。このとき、診療を行う配置医師以外の医師が、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出を済ませた上で、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に則った診療を行った場合には、診療報酬を算定することができます（令和6年3月現在）。詳しくは「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて（令和4年3月25日一部改正）」（平成18年3月31日保医発第0331002号）をご参照ください。



## 群馬県 健康福祉部医務課

〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1  
(群馬県庁 14 階南フロア)

電 話 027-226-2535 (直通)  
メー ル imuka@pref.gunma.lg.jp

令和6年3月